

松阪市告示第 105 号

松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、自動応答録音機能を有する特殊詐欺等被害防止対策機器の購入に要した経費に対し、予算の範囲内において交付する松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金に関し、松阪市補助金等交付規則(平成 17 年松阪市規則第 63 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 この要綱による補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する、満 65 歳以上の者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象機器)

第 3 条 補助対象機器は、電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造されたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動応答録音装置等を有する特殊詐欺被害防止対策の機能付電話
- (2) 固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

2 補助金の交付対象機器は、1 世帯につき 1 台に限るものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用の合計額(付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は含まない。)に 2 分の 1 の補助率を乗じて得た額以内(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、8,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請、実績報告及び請求)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象機器の購入取付け完了後、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第 1 号)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入機器の機能が記載されたカタログ又は取扱説明書(写し)

(2) 購入機器の購入額（取付けに要する費用を含む。）及び購入機器の品名が記載された領収書、又は購入の事実を証する書面（写し）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、特殊詐欺等被害防止機器購入費補助金交付事業に係る実績報告書及び請求を兼ねるものとする。

（補助金交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定したときには、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助金の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。

(3) 市長が規定する期日までに前条の補助金の請求を行わないとき。

(4) この要綱又は松阪市補助金等交付規則に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（終期等）

第9条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和6年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

（調査への協力）

第10条 補助金の交付を受けたものは、市長が対象機器の使用状況等について調査を行

う場合はこれに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第 11 条 申請者は、この補助事業に係る関係種類等を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。